

286-1238

令和3年5月10日

関係団体各位

宮崎県県土整備部長

(公印省略)

宮崎県独自の「緊急事態宣言」の発令について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、宮崎市を中心に爆発的な感染拡大が続くとともに、全国でも第4波の感染急拡大が続いている状況を踏まえ、県では、5月9日付けで本県独自の「緊急事態宣言」を発令し、下記のとおり、県民の皆様への要請等を行うこととしました。

各業界において厳しい状況が続く中、このようなお願いを行うことは、大変心苦しいところではございますが、宣言に伴う集中的な感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 要請内容

- ① 原則、外出の自粛～日常生活圏内で過ごしてください。
- ② 原則、県外との往来自粛
- ③ 原則、県外からの来県自粛
- ④ イベントの開催制限
- ⑤ 会食の制限
- ⑥ テレワーク、時差出勤の推奨

※詳細は、別添資料を参照ください。

2 要請期間

原則として令和3年5月10日から5月31日（終期は、感染状況を見極めて判断します。）

文書取扱 建築住宅課

【宅地建物取引業関係】 宅地審査担当：堀内 連絡先：0985-24-2944 【その他】 建築指導担当：小野 連絡先：0985-26-7195
--

# 「緊急事態宣言」

## を発令！

1 発令日  
5月9日(日)



レベル4  
(緊急事態宣言)

2 発令期間  
5月9日(日)～5月31日(月)を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



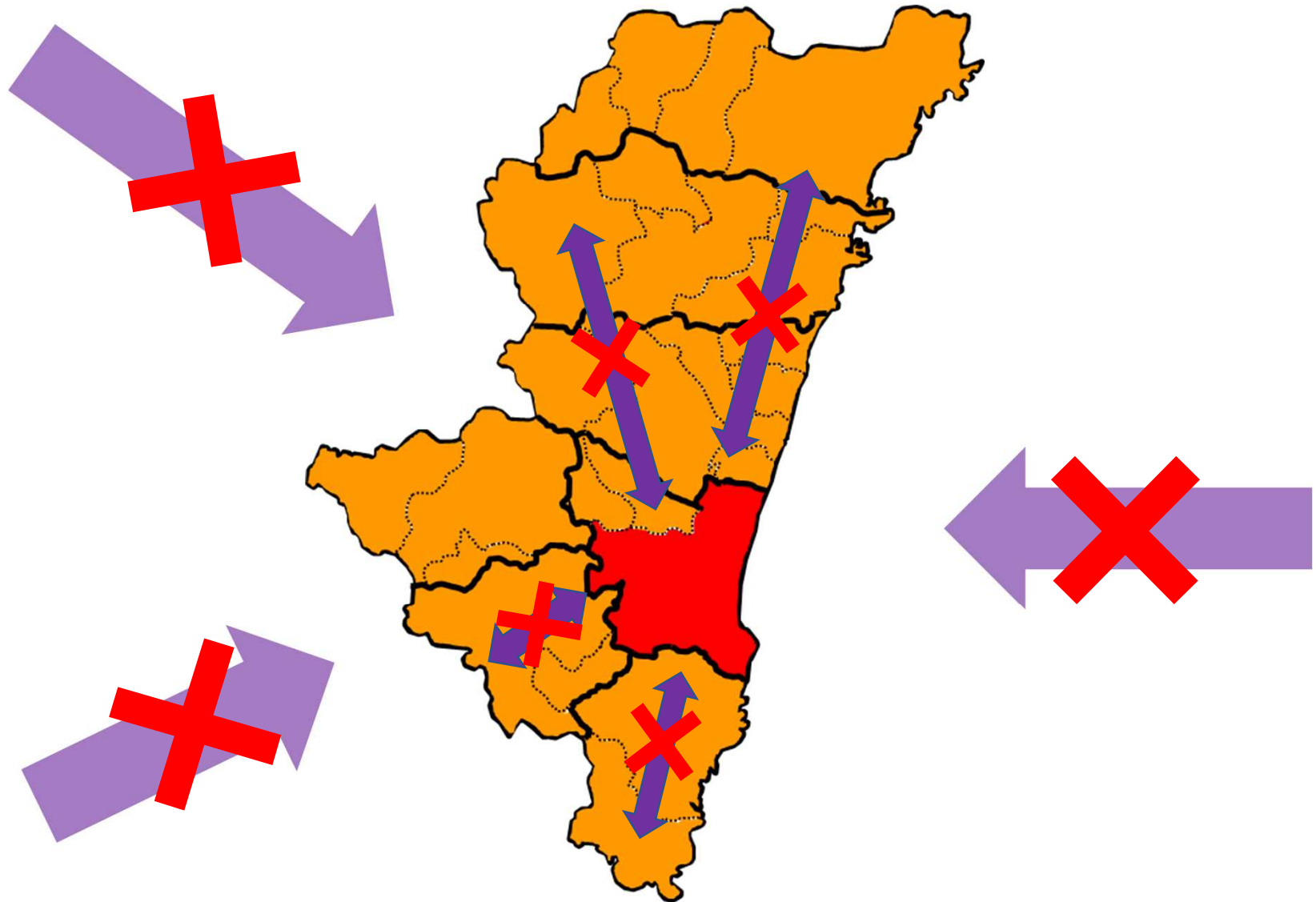
## 基本的な考え方

宮崎市での感染爆発及び全国の感染急拡大を踏まえ

- ①宮崎市の感染の早期沈静化を図る
- ②宮崎市から他圏域への拡大を防ぎ、  
今ある火種を消す
- ③県外からの感染持ち込みを防ぐ

ため、県独自の「緊急事態宣言」を発令する

# 「県独自の緊急事態宣言」による 感染拡大防止！



# 県民の皆様へのお願い

期間：5月10日（月）～5月31日（月）

## ① 原則、外出自粛～日常生活圏内で過ごしてください

- 通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩などの生活に必要な外出以外は控えましょう
  - ・特に宮崎市との往来は慎重に判断してください
  - ・レジャーなどを目的とした外出は控えてください
- 家族などいつも一緒にいる身近な人以外との接触機会を減らしましょう
- 施設や店舗等を利用する際は、夕方等の混雑する時間帯を避けましょう

## ② 原則、県外との往来自粛

- 仕事など必要な場合を除き、できるだけ県外に出かけないようにしましょう（ただし、生活圏が県外と重なっている場合は、差し支えありません）
- 仕事等でやむを得ず往来する場合は、感染対策を徹底してください（県外の方との会食はできるだけ控えてください）

## 県民の皆様へのお願い

### ③ 原則、県外からの来県自粛

- 不要不急(仕事などを除き、できるだけ)の来県自粛をお願いします
- 帰省はできるだけ自粛してください。やむを得ず帰省する場合は、帰省前の2週間は会食を控えるなどの感染防止対策の徹底をお願いします

### ④ イベントの開催制限

- イベントの開催はできるだけ控えてください(延期できるものは延期を)
- 延期・中止が困難な場合は、上限5000人かつ収容率50%以下で、感染防止対策を徹底してください

### ⑤ 会食の制限

- 会食は、4人以下、2時間以内で、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします
- 県外との往来歴のある方との会食は、控えてください

### ⑥ テレワーク、時差出勤の推奨

- テレワークや時差出勤の活用により、職場における「密」を減らしましょう
- 出勤する場合も、マスク着用やこまめな手洗いを徹底し、体調不良の場合は出勤を取りやめましょう

※引き続き、高齢者施設・障がい者施設の面会制限にもご協力をお願いします。

# 飲食店等における営業時間短縮要請について

■対象地域：飲食店等で複数のクラスターが発生している  
宮崎市を対象とする

※他の地域においても、飲食店等で感染急増の端緒が見られる場合は対象を追加（人口10万人当たりの新規感染者数20人を目安に総合的に判断）

■対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）

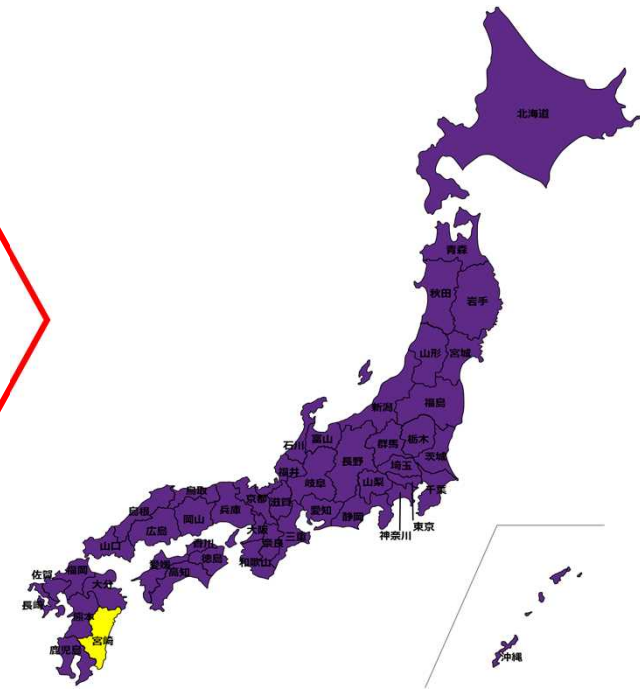
【現在の宮崎市における取扱い】

- 要請期間：5月3日（月）～5月23日（日）
- 協力金対象期間：5月5日（水）～5月23日（日）
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

## 県外との往来について

東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、  
京都府、福岡県に

**緊急事態宣言  
発令！**



国または本県独自の「緊急事態宣言」の発令期間中  
不要不急（仕事などを除き、できるだけ）の

**県外との往来自粛を！**



## 本県への来県について

国または本県独自の「緊急事態宣言」の発令期間中  
不要不急（仕事などを除き、できるだけ）の

# 来県自粛

をお願いします